

独立行政法人統計センター契約事務取扱要領

平成15年4月1日
理事長決定

改正 平成21年10月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱について必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 センターが締結する契約事務の取扱については、別に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

(契約書の記載事項)

第3条 会計規程第40条の規定により作成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約の履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の延滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- (9) 危険負担
- (10) 瑕疵担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(契約書の省略)

第4条 会計規程第40条ただし書きに定める「別に定める場合」とは、次に掲げる契約をいうものとし、この場合においては契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類をもって、これに代えることができる。

- (1) 契約金額が150万円を超えない契約をするとき。
- (2) 物品等を売払う場合において買受人が代金を即納して物品等を引き取るとき。

(3) 前号に規定するもの以外で、理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約審査委員会)

第5条 契約締結事務に関する事項を審査するため、センターに契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の構成及び運営については、別に定める。

第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格)

第6条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

2 理事長又はその委任を受けた職員（以下「契約担当職員」という。）は、一般競争に付そうする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(競争に参加させることができない者)

第7条 契約担当職員は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第8条 契約担当職員は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。また、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑し、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり第30条から第32条で定める職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

2 契約担当職員は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(入札及び公告する事項)

第9条 契約担当職員は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札の無効に関する事項
- (6) その他必要な事項

(入札保証金)

第10条 理事長は、競争に参加しようとする者に現金又は確実と認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を収めさせることができる。

2 前項の規定により収納された入札保証金のうち、落札者の入札保証金に係るものは、その者が契約を結ばないときは、センターに帰属するものとする。

(開札)

第11条 契約担当職員は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち合わせて開札をしなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときはこの限りでない。

(入札の無効)

第12条 契約担当職員は、第9条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第13条 契約担当職員は、第11条の規定により開札を行った場合において、入札者の入札のうち会計規程第38条に定める予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第14条 契約担当職員は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第9条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第15条 契約担当職員は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(総合評価落札方式)

第15条の2 会計規程第39条第2項の規定による場合は、次条の規定を準用する。この場合において、次条第1項中「最低の価格をもって申込みをした者」及び次条第2項中「最低価格の入札者」とあるのは、「価格その他の条件がセンターにとって最も有利なものをもって申込みをした者」と読み替えるものとする。

- 2 契約担当職員は、前項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価落札方式」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価落札方式に係る申込みのうち価格その他の条件がセンターにとって最も有利なものを決定するための基準（以下「総合評価基準」という。）を定めなければならない。
- 3 契約担当職員は、総合評価落札方式を行おうとする場合において、当該契約について第9条の規定により公告する事項及び総合評価落札方式の方法による旨についても公告し、並びに当該総合評価落札方式に係る総合評価基準を開示しなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第16条 契約担当職員は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 契約担当職員は、前項において、最低価格の入札者を落札者としなければならない場合、その理由を書面をもって契約審査委員会に提出し、その者を落札者としなければならないことについて承認を得なければならない。

(契約保証金)

第17条 理事長は、契約の相手方となるべき者に、現金又は確実に認められる有価証券等をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を収めさせることができる。

- 2 前項の規定により収納された契約保証金は、これを収めた者がその契約上の義務を履行しないときは、センターに帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

3 契約保証金は、契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第18条 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を収めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、センターを被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約の相手方から受託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (3) 第6条に規定する資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められるとき。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第19条 会計規程第36条の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- (4) 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- (5) 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。
- (7) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないとき及び一般競争に付することが不利だと認められるとき。
- (8) その他特別の事由がある場合。

(指名基準)

第20条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第6条の定めるところにより登録された者のうちから、理事長が別に定める基準により指名するものとする。

(競争参加者の指名)

第21条 契約担当職員は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

(一般競争に関する規程の準用)

第22条 第6条から第8条、第12条から第14条及び第16条から第19条の規定は、指名競争に準用する。

(指名替)

第23条 入札者若しくは、落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第6条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。この場合、予定価格その他の条件を変更してはならない。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第24条 会計規程第37条第1項第4号の規定により随意契約によることができる場合は、次の場合とする。

- (1) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - (2) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - (4) 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - (5) 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - (7) 企画、デザイン、構想、設計その他の指標及びこれらの複数の指標による競争に付し、あらかじめ公表される競争に付する指標及びその評価方法に従い最も高い評価を得た者と契約するとき。
- 2 契約担当職員は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(分割契約)

第25条 前条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴収)

第26条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

第5章 予定価格

(予定価格の作成)

第27条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第28条 予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価によることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適性に定めなければならない。

3 契約担当職員は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第27条及び本条第1項、第2項の基準に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、書面による予定価格の積算を省略することができる。

(1) 法令に基づき、取引価格（料金）が定められていること、その他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約が不可能若しくは困難であると認められるとき。

(2) 前号以外の契約で、その予定価格が100万円を超えないとき。

第6章 契約の履行

(監督の方法)

第29条 工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、理事長又は理事長が指名した職員が、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第30条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査は、理事長又は理事長が指名した検査職員が、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第31条 理事長は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難な場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検収調書の作成)

第32条 検査職員は、契約に係る給付の完了を確認した場合は、検収調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第33条 理事長が指名する場合を除き、監督を行う者は、検査を行う者と兼ねることができない。

附則

この規程は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成21年10月1日から実施する。